

2021年度 第3回

町田市障がい者施策推進協議会

2021年12月21日（火）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時30分 開会

○山口係長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

2021年度第3回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

本日の司会を務めます、私、町田市地域福祉部障がい福祉課総務係長の山口です。よろしく
お願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、ウェブ会議を併用する形で運営しております。ウェブで御参加の委員の方、風間委員がまだ入っていらっしゃらないということで、
今、ちょっと調整しているところでございます。

本日の出席者の確認をいたします。ウェブでの御出席が佐藤委員、谷内委員、馬場委員、風
間委員、町野委員、鈴木委員の6名となります。現地で御出席いただいているのは石渡会長、
井上職務代理、小野委員、森委員、青山委員、堤委員、森山委員の7名になります。本日、中
川委員、松崎委員、藤谷委員、坂本委員、浅野委員、降幡委員、赤松委員の7名は御欠席とな
ります。

なお、本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確
な議事録作成のため、発言される方は、発言の前に名前をおっしゃってから御発言いただきま
すようお願いいたします。

それでは、本日ウェブ会議ということですので、会議のルールについて簡単に確認させてい
ただきます。——風間委員がいらっしゃいましたね。

○風間委員 声は入っていますか。

○山口係長 声、入っています。大丈夫です。

○風間委員 ありがとうございます。お願いします。

○山口係長 ウェブ会議のルール、3つございます。1つ目、発言される際は「挙手」ボタン
を押して、指名があるまでお待ちください。2つ目、指名された方は、御自分でマイクのミュ
ート解除をしてお話してください。3つ目、発言後は「手を下げる」ボタンを押して手を下げて
ください。こちらがウェブ会議のルールになります。

それでは、事前に配布しました資料の確認をいたします。

まず会議次第が1枚と、続けて資料1「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにつ
いて」、資料2「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2020年度実績についての意見」、
資料3「町田市障がい者プラン21-26重点施策一覧と2021年度目標値・進捗状況（7月時点）
についての意見」、資料4「ひかり療育園生活介護事業等運営事業者の選定について」、資料

5「2020年度 町田市における障がい者虐待相談の状況について」、資料6「町田市における障害者差別解消法に関する取り組み」、資料7「地域生活支援拠点について」以上、資料1から資料7が事前送付資料になります。

当日配布資料といたしましては、2つ置かせていただいております。当日配布資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2021年12月）」、当日配布資料2「障がいプラン21-26進捗確認のスケジュールについて」以上2点を本日、机上配布させていただいております。オンライン参加の方には、本日メールでお送りしております。

不足している資料等はありませんでしょうか。

また、本日、会議の中で町田市障がい者プラン21-26を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意ください。

資料の確認は以上となります。

続きまして、今回より協議会委員に一部変更がございましたので、報告させていただきます。資料は、当日配布資料1「町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2021年12月）」になります。

では、新しく委員になられた方を御紹介いたします。

まず、町田市障がい者就労・生活支援センターLet'sの清水孝代委員が退任されまして、このたび青山信幸委員が着任されました。ここで青山委員に一言、御挨拶いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○青山委員 皆様こんばんは。お世話になっております。

私、実は少し前にこの施策推進委員会で、策定の時期の後半に委員をさせてもらった経緯があります。また復帰させてもらいました。よろしく願いいたします。

○山口係長 青山委員、ありがとうございました。

委嘱状につきましては、机の上に置かせていただいております。本来であれば市長より委嘱状お渡しすべきところですが、時間の都合上、省略させていただきました。

それでは次第に移りまして、以後の進行を石渡会長にお渡しいたします。よろしく願いいたします。

○石渡会長 こんばんは、石渡です。

年末のお忙しい時期、遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第3回町田市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきます。

次第に基づいて進めさせていただきますが、2番の議事、精神障がいにも対応した地域包括

ケアシステムについてに入らせていただきます。

まず、事務局からの御説明をお願いいたします。

○松田係長 支援係の松田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料を事前にお送りしていたと思います。「2021年度町田市地域精神保健福祉連絡協議会」と書いたもの、3ページのものでございますが、こちらを御覧ください。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて、現時点までの検討状況をお伝えいたします。

まず、概要としてですけれども、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことは、2017年2月の厚生労働省「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において明確化されたものです。

町田市の状況ですけれども、町田市障がい者プラン21-26の74ページに町田市の考え方が入っていますので、御覧いただければと思います。一番下ですね。その中では、精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していくことが示されています。

また、24ページを御覧いただけますでしょうか。

重点項目4においては、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携を図り、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療福祉の連携を進めることが示されています。

2021年度の目標は、この保健・医療・福祉関係者による会議体の設置となっています。

一方、町田市保健所では町田市地域精神保健福祉連絡協議会、お手元の資料に書いてあるものですね——を開催しています。これについては町田市独自で検討したものと聞いておりまして、設置要綱の中にも特に根拠法令等は示されていません。設置については、まず、この連絡協議会の設置要領ですけれども、町田市における地域精神保健福祉活動を総括的かつ効果的に推進するため、町田市地域精神保健福祉連絡協議会及び専門部会を置くということになっています。

今年度については、書面開催のみの開催でした。

メンバーとしては、精神科医が4名、医師会、それから訪問看護事業所、町田と南大沢の警察署、消防署、民生委員、児童委員、さるびあ会、まちプラ、都立多摩総合精神保健福祉センター、それから庁内の生活援護課、障がい福祉課、高齢者福祉課、病院の医事課、それから保健総務課、保健所長ということで、各課それぞれ課長が出席することになっています。

その中で、2020年度に、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について専門部会で協議することが決定されました。そしてこれに基づいて、2021年度、2022年度の2年間は保健・医療を起点とした検討を行う保健所部会と、福祉を起点とした検討を行う障がい福祉部会の2つの専門部会を設置し、互いに連携しながら精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議を進めることになりました。

お手元の資料の図を御覧いただきたいと思いますが、専門部会を擁するという事です。

このうち保健所部会の協議テーマについては、「精神症状の急性憎悪等により危機的な状況に陥った患者の受診支援ー精神障がい者を地域で支える体制づくりー」となっています。次回は1月13日に開催する予定になっています。

障がい福祉部会の協議テーマは「精神科病院長期入院者の地域移行推進に向けた支援体制について」です。

資料の裏面に移りまして、「地域移行支援」とは何かということで、地域移行支援とは、障害者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用のサポートなど地域生活へ移行するための支援のことです。2019年6月30日時点で、町田市民で精神科病院に入院している患者さんは707人、そのうち1年以上入院している人が389人で、これに対して町田市内の地域移行支援の事業所は4か所になっています。

地域移行を進めていくために課題として考えられることは、患者さんについては、長期入院により、退院、地域生活についてイメージができない。家族の方は、患者が退院することに不安がある、受入れができない。精神科病院では、地域移行について認識の差がある。地域の支援機関については、退院後の受入れ体制が不十分で社会資源が少ないというふうに表示しています。

長期入院している患者が安心して退院し、地域の人・支援機関・家族のサポートを受けながら自分らしく生活できるように、関係機関が連携していくことが必要で、そのために協議を開催しました。

障がい福祉部会のメンバーについてですが、医師が1人、精神科病院のケースワーカーさんが4人、訪問看護ステーションの看護師さんが1人、グループホームの施設長が1人、地域移行支援事業所から1人、相談支援事業所から1人、それから都の地域移行体制整備支援委託事業所というのがあるんですけれども、わかくさ福祉会という事業者、南多摩圏域でそこが委託されて、そういう地域移行体制をつくっていきましょうという働きかけをしているとこ

ろですが、それと相談支援部会から支援センターの所長が1人、それから庁内の保健予防課、生活援護課、高齢者福祉課の職員が参加しました。今後の協議の進みぐあいを見ながら、障がい当事者の委員の参加も検討する必要があるというふうに認識しています。

2021年10月7日に第1回の会合をしましたので、このときの内容を少し御報告します。

議事としては、町田市の現状、事業所の現状と課題、他地域の取組、今後について話し合いました。

現状については病院のケースワーカーの皆さんから発言がありまして、これから申し上げるようなことが言われました。障がい程度は重いけれども入院を要するほどではない人たちが、10年から30年という長期入院になってしまっている。退院したいと思っている患者さんと、しかしそれはちょっと受け入れられないという家族の方がいる。入院する患者が高齢化している。介護保険との併用を検討する必要があるが出てきている。町田の病院に入院している方で、市外等遠方の方もいらっしゃる。急性期病棟の患者さんで、グループホームに行きたいという人が増えている。グループホームや訪問看護などの社会資源が急激に増えている。退院の条件としてサービス導入の条件が付加されると、患者さんへの動機付けが難しい。サービスを使う条件が、ハードルが高過ぎるのではないかということですね。ショートステイを利用できるようなグループホームが少ない。体験のようなことができるグループホームが少ないということですね。それから、サービス利用と退院を合わせるのが非常に難しいということです。

あと、困っていることとして口頭で報告いただいたんですけども、家族の反対があるということです。自宅への退院が難しい。コロナ禍で面会できなかつたので本人の状態を家族に把握してもらえなかつた。それから、家族が遠方だと支援してもらえないということがあります。コロナ禍のためにデイケアへの通所ができない。今、市内の病院でもデイケアを行っているところがありますけれども、コロナのためにそういうところに行けなくなって、外の状況が分からなくなってしまったということですね。近くに地域移行で利用できるような事業所が少ない。グループホームの受入れが少ない。精神障がいの方を受け入れるグループホーム自体は増えているんですけども、そのニーズとマッチしない、重度の人の受入れが難しいということが言われています。後見人が見つからない、後見人を探すハードルが高い。それから、町田市の相談体制が分かりづらい。生活保護にはならないが経済的に厳しい、医療費込みでの生保判定をお願いしたいというようなことが病院のほうから出されました。

それに対して参加者のほうからは、遠方の病院の入居者への対応が物理的に難しい。遠方の病院から町田に来てグループホームに入ったときに、通院するのに付添いが困難だといったこ

とがあります。そういう場合にデイケアが利用できない。それから、退院が決まって急に計画が入ると関係づくりが難しい。退院するまでは病院のケースワーカーさんが関わるんですけども、そこからすぐに支援の職員さんに変わるんですが、その引継ぎの機会がほとんどないような状況なので、難しいというようなお話がありました。それから、町田はバス移動が多いために、バスが苦手な人の支援が難しい。通院支援が必要だが、支援者がいないなどの現状についての報告と意見交換をして、第1回目を終了しました。

今年度はこの1回限りで、来年度——2022年度は2回実施する予定となっています。その中で、精神科病院をはじめ福祉資源の連携を図ることで長期入院者の地域移行推進に向けた支援体制の構築を目指していきたいと考えています。

今回、協議事項ということで取り上げさせていただいていますけれども、具体的な議題は設定していませんので、この会に対して、議論に向けて御意見をいただければと思います。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというのは、いろいろな自治体で検討していると思うんですけども、この地域精神保健福祉連絡協議会というような協議会を設置してやっていたらしゃる町田の取組はとてもユニークだなと思ってお聞きしました。

いろいろ詳しい障がい福祉部会の御説明をいただきましたが、委員の皆様、御質問とか御意見等おありでしたらぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○青山委員 就労・生活支援センターLet'sの青山です。よろしくお願いいたします。

今、松田係長から報告をいただいたんですけども、いろいろ分析をされた報告が今、上がってきたんですけども、その中でも、もう少し御本人、なかなか話せない方が多いのは重々承知しているんですけども、システムやハード面からの課題点の項目がすごく多かったように伺います。やはり御本人目線の課題というんですかね、そちらをもう少し拾い上げる必要があるのではないかと思います。実は日本全国、世界でもそうでしょうけれども、こういういろいろな地域移行の検討をされてきてはいるんですけども、日本で精神の方の地域移行が進まない理由というのがずっと課題になっておまして、先ほどお話があったように、やはり1人の生活者としての視点からのアプローチを、もう少しウエートを多くして検討していく必要があるのかなと思っております。

関係機関の方たちは、皆様そこは了解の上で御意見を出されているんだと思うんですけども、集約していく中でそういった部分が落ちてしまっているようなところがあるので、視点としては、やはりそこを大事にしてほしいなというのがあります。やはりシステム的な視点から

いくと、実効性のある検証をしていく。課題を上げていくのはいいんですが、駄目な課題というよりは、その課題を解決していくための策を検討していく、そういう検討の場が大事かと思っています。

そして、多分このプランは期限付ではあるので、終わってもそういう関係機関、ハードが新しくできました、もしくは今あるハード、関係機関が連携するシステムができました、それを継続していける、そういう仕組みづくりをぜひ専門部会でしていったほしいなと思っております。

先ほど課題の中に出ていたと思うんですけども、制度上の制限があったりして、医療機関、支援側、受給者証だとか福祉サービス、そういったところの制度の融合性というんですかね、例えば具体的に言うと、医療機関で退院前にお試しのグループホームを利用したいとか、ワーカーさんが一緒に地域に出向いて馴染ませていくとか、そういう人となりの体制をやった方が、うまく地域に結び付いたりということもありますので、そういうシステムを、融通の利くシステムと言うとちょっと言葉は悪いんですけども、そういったところもぜひ、どういうものが有効かというのを検証していったほしいなと思います。

○石渡会長 青山委員、非常に前向きな、参考になる御意見をありがとうございました。

今の御意見をお聞きになられて、松田係長、何かございますか。

○松田係長 ありがとうございます。

実効性のある策を考えることと、患者さん目線ということですね、そこのところはとても大事だと思いますので、していきたいと思えますし、やはりこの前、初めてあったんだと私は思うんですけども、私もここに来てまだ3年目ですので詳しく分かっていませんが、この前の1回目のお話を聞いていると、やはり病院の方たちと地域の事業所の方たちがあまり連携されていなかったんだろうなと、お互いにびっくりするようなお話が飛び出したというような感じで聞いていらしたような気がするんですね。

ですので、何回か回を重ねることでもっと、さっきの融合というか、連携の形を見いだしていけたらいいなと思いました。

○石渡会長 すみません、私も1点。

今、青山委員が御本人目線といったことを最初におっしゃったんですけども、たしか東京都の事業で地域移行を推進するというのを幾つか自治体でやっていると思うんですけども、その中で御自身が入院された経験がある方が、東京都では「ピアサポーター」という名前を使っていたと思うんですけども、御自分の体験を生かして長期入院している方の地域へ出たい

というような気持ちを引き出すということで、とても効果的な支援をやっていらっしゃる。それにはもちろん社会福祉法人が協力をしてということになっているんですけども、やはりピアサポーターというような、御本人が何か活躍をする場があることはすごく大きいかなと思いました。

あと後見人の話も出て、私、サポートもやっていたので後見人の方の活動にもちょっと関わらせていただいているんですけども、町田の市民後見人の方が後見人になった中に、長期入院をしていた御高齢の方がいらっしゃって、もう50年ぐらい入院していたという方で、あまりプライベートなことは言っちゃいけないのかもしれませんが、本当にそういう方が新しい生活を始めているみたいなことも町田の実践としてありますので、いろいろなやり方で地域移行を進めていただけたらといったことを改めて思いました。

○森委員 森でございます。よろしくお願ひいたします。

この専門部会の協議の内容を誰が計画して、次はこういう話をしましょうね、3回目は、4回目はという段取りをつける人と体制をつくらないと、集まって「そうだね」「そうだね」それで前向きな意見が出るようにと促しても、なかなか実効性のあるものがつくりにくいのではないか。そのあたり、どこまで誰が考えているのかを、現状はまだです、1回目を取りあえずやってみてから考えましょうということもあろうかと思ひますけれども、いつまでもいつまでもそれでは進まないと思うので、どのように考えているのか教えていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○松田係長 ありがとうございます。

おっしゃったとおり、ちょっと私、ここには入っていないんですけども、事務局は障がい福祉課で行いますので、担当の職員3人、保健師2人と専門職の職員が担当しております、会長を鶴が丘ガーデンホスピタルの院長さんの後藤先生にお願いしていますので、それから地域移行の支援事業所で専門員の清水さんがいらっしゃいますので、その辺で地域移行の在り方みたいなことを考えていく——ごめんなさい、この会議の核になるような部分を考えているんだろうというふうには思っています。

そんなところでよろしいでしょうか。

○石渡会長 では、ぜひ意義深い活動に進んでいけたらと思ひます。

ほかに。

○井上職務代理 井上です。

この資料の中に言葉が出てきていない、ちょっと御説明なかったようにも聞いたので。

「他の地域の取組」という言葉が下から2行目に出てきますね。今、配られている連絡協議会の資料の3ページ目の下から2行目に。それで今、石渡先生がおっしゃったピアサポート等の問題を含めてなんですが、町田市が「あ、ここの実践はよさそうだね」と思っているモデルのような地域、何か所か有名な地域はあるとして、町田市がモデルとして考えているような、他の学ぶべき地域があれば教えてください。

○松田係長 すみません、今の段階で私個人ではお答えできる材料がありませんので、担当に確認した上でお答えさせていただきたいと思います。

○石渡会長 井上職務代理、貴重な御意見どうもありがとうございました。

ほかに、いわゆる「にも包括」に関して何か御意見おありの方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが。

オンライン参加の方、特によろしいでしょうか。

それでは、いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、ぜひまた進展したら状況を教えていただければと思います。

それでは次に、報告事項に入らせていただきます。

その1番目として、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2020年度実績についての意見について、事務局の御説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。

それでは資料2、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2020年度実績についての意見（障がい者施策推進協議会）、こちらの資料を御覧ください。

こちらは前回、第2回の協議会、9月ですね。そちらでいただいた御意見が1、2、3、4とまとめてありまして、そのときにお答えさせていただいたものですとか委員の皆様から補足で御回答いただいたものをまとめております。

そちらは当日やり取りがあったので見ていただければと思うんですけども、裏面を御紹介したいと思います。

会議の後の後日意見ということで、堤委員から御意見をいただきました。

前回の計画で福祉施設から一般就労への移行ということで、職場実習などを通じた雇用の拡大、町田市役所の雇用のところですね。市の障がい者枠の職員採用について、試験の内容、知的障がいがある方の試験の配慮についてどう考えているのかといったところの御意見をいただいております。

一番右に担当の部署、職員課ですけれども、そちらから回答があったものを記載していると

ころです。

こちらは報告事項にはなりますが、見ていただいて何か気になるところがあれば、御質問などいただければと思います。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

御意見を出されたのは堤委員とお聞きしましたが、堤委員、御覧になって何か補足するようなことがございましたらお願いしたいと思います。

○堤委員 今すぐは、ないです。

○石渡会長 では、今の時点で何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら御意見をいただきたいと思いますが。

○井上職務代理 堤委員の御指摘の部分についてちょっと、これは障がい福祉課に回答をいただきたいのではなく意見として申し上げたいと思うんですが、やはり町田市の職員課の姿勢と言ったらいいんでしょうか、「東京労働局に確認したところ」それから「国の合理的配慮指針に従い」という言葉が実は就労部会の中でも繰り返し出されているところですが、さて、障がい者の就労については町田市が決めるべきことであって、飽くまでも国の指針なり何なりを参考にすることはあっても、従う、つまり言い方を変えればそれ以上のことはやってはいけないような、または町田市独自のというんですか、採用の考え方みたいなものもあっていいのではないかと思うんですね。

ところが、職員課の今までの御説明だと、国の指針に従っている、それから、ここにもあるとおり東京都に確認したらいいと言った、そのような姿勢で、さてどうなんだろうとかかねて私は疑問に思っておりまして、その点をお伝えいただければと思います。

○福永主任 お伝えさせていただきます。

補足なんですけれども、今、町田市の職員の採用試験はSPIという試験でございまして、いわゆる一般の民間企業と似たようなシステムというんでしょうか、パソコンを使ってというようなスタイルになっているんですけれども、今、システム上、配慮して形式を変えていくというところがなかなか難しい状況です。ただ、その点においても課題ではありますので、いただいた御意見を障がい福祉課からお伝えし、今後の職員採用について考えていけるようにしたいと思っております。

○石渡会長 井上職務代理、大事な御指摘をありがとうございました。事務局からいろいろ検討もしてくださっているというお話もいただきましたが、ほかに……。

○森山委員 森山です。

以前にも知的障がい者の採用について、雇用についてということで、他の地域から学んで検討していきましょうという話があったと思うんですね。そういうところで町田市としては今、チャレンジ雇用というんですかね、そういう形で今、採用等を進められていますけれども、それも含めて、今後また他地域の先行事例等を参考にして検討を進めていただけたらなどは考えていますので、よろしくをお願いします。

○石渡会長 森山委員、どうもありがとうございました。

チャレンジ雇用などを町田としては進めてくださっているわけですね。ありがとうございます。

ほかに、この件について何か御意見おありの委員の方は。オンラインの方も、何かありましたらどうぞお願いしたいと思いますが。

それでは、今、追加でいただいた裏面の御意見について、いろいろ御意見をいただきましたけれども、表の4つの前回の御意見の補足とか確認等、おありの委員はいらっしゃいませんか。

○風間委員 今の後日の意見というところで、試験の受け方について書いてありますけれども、町田市では、例えば障がい者が受験する際に時間の延長等は過去にあるのでしょうか。というのは、私、10年ぐらい前なんですけど、ケアマネの試験で視覚障がい者とかそういう方が結構受験していたので、時間の延長があったんですね。やはり障がい者の場合、読み取ることに結構時間がかかる場合があるので。時間等は現状ではどのようになっているのかお聞きします。

お願いします。

○石渡会長 風間委員、ありがとうございました。

時間の延長等が障がい者の試験に対して行われていることがあるということですが、町田では今までこのようなことがおありだったかどうか、お分かりの方はいらっしゃいますか。

○福永主任 すみません、今のところ時間延長についての情報はちょっと入ってきておらず、確認いたしまして、後ほど資料か何かで回答させていただきます。申し訳ございません。

○石渡会長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

風間委員、そういうことですので、次の機会まで少しお待ちください。

○風間委員 よろしくをお願いします。

○石渡会長 ほかに何かございますか。

それでは、この件につきましてはここまでにさせていただいて、報告事項の2番目として、町田市障がい者プラン21-26の重点施策一覧と2021年度目標値・進捗状況の7月時点までの御報告をいただきたいと思っております。

事務局、お願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷と申します。

まず初めに、障がい者プラン21-26の進捗確認に関しまして、これまでの流れと今後のスケジュールについてまとめた資料を作成いたしましたので、そちらについて説明させていただきたいと思います。

それでは、当日配布資料2「障がい者プラン21-26進捗確認のスケジュールについて」という資料を御覧ください。

まず、前期の計画である第5次障がい者計画では、年度の1回目の協議会で前年度の振り返りをまとめて行っておりました。しかし、障がい者プラン21-26では、計画部会でいただいた御意見を基に、重点施策の進捗状況の中間報告を行うことといたしました。なお、今年は計画初年度であるため、7月末という早い時点での中間報告を行っております。

7月末時点での中間報告は、資料にありますとおり、まず、8月2日に開催された計画部会にて報告と意見募集を行いました。そこでいただいた御意見も含め、9月に開催された第2回障がい者施策推進協議会では進捗状況の報告と意見募集を行いました。その後、10月に事務局で協議会と計画部会でいただいた御意見を各課にフィードバックし、各課からの回答をまとめました。その資料が本日の資料3「町田市障がい者プラン21-26重点施策一覧と2021年度目標値・進捗状況（7月時点）についての意見」でございます。こちらの資料につきましては、後ほど詳しく説明させていただきたく存じます。

今後のスケジュールにつきましては、現在、新たに12月末時点での進捗の見込みと3月までの予定を各課に照会したところでございます。今年度の計画部会は8月の第2回で終了しておりますので、今回作成した12月末時点での進捗確認の資料につきましては、郵送にて計画部会員に配付し、書面での意見募集を行う予定でございます。その後、計画部会員の方からいただいた御意見は、2月に開催予定の第4回障がい者施策推進協議会にて報告させていただきます。

また、2月以降いただいた御質問等につきましては、個別に関係各課にフィードバックを行い、今年度末時点での振り返りを来年度の第1回目の障がい者施策推進協議会にて行う予定となっております。

説明は以上です。

○石渡会長 ありがとうございました。

今、7月時点までの意見と、それから今後も12月時点、3月時点ということで各課に照会をしてくださっているということです。

では、続いて資料3についての説明をしていただいでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○後藤主任 事務局の後藤です。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3についての御説明をさせていただければと思います。

先ほど由谷からスケジュールの中で説明させていただきましたとおり、前回の協議会で7月時点の進捗報告を行いました。それに対していただいた御意見をまとめたものがこの資料3になっております。いただいた御質問等に対しては、当日、協議会で粗方お答えさせていただいたかと思うんですけれども、そちらがまとめてあります。

それから、こちらの議事については後日意見はございませんでした。

ただ、こちらの資料の7番、前回の協議会で風間委員からいただいた御質問に回答できておりませんでしたので、改めてこの場で御紹介させていただければと思います。

7番、分野としては「情報アクセシビリティのこと・行政サービスのこと」とさせていただいたんですが、市民センターの音声案内のことです。南市民センターに行かれたときに、機能していないようであったというお話と、そういったものは壊れているのか設備がないのか、きちんと機能するように行政職員も把握しておく必要があると思うといった御意見だったかと思っております。

こちらにつきまして南市民センターに後日、事務局で確認させていただきましたところ、南市民センターには音声案内が設置されていないということでした。現在、音声案内が設置されている市民センターはどこなのかを確認しましたところ、忠生と、鶴川、成瀬駅前、堺の市民センターには音声案内が設置されているということでした。

未設置のセンターについては、将来、建て替え等が発生する場合に、営繕課に音声案内の設置を要望していくというようなどころでお話をいただいております。

回答の紹介としては以上になります。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

そういうことで、進捗状況の御意見と回答、前回の風間委員の御意見についてお答えがなかったところは今、御説明いただきましたが、この説明に関して御意見や御質問がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

風間委員、先ほどの御回答に関して何かございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、資料3の進捗状況については、この後また12月時点、3月時点の報告があるということですので、それらを踏まえて何かございましたらお願いいたします。

それでは3番目、ひかり療育園生活介護事業等運営事業者の選定についてということで、事務局からの御説明をお願いいたします。

○金子園長 皆さんこんばんは。ひかり療育園の園長の金子と申します。

御無沙汰している方も多々ございますが、今回、ひかり療育園の生活介護事業等の民営化に関わる運営事業者の選定について御報告させていただきます。

今回の民営化で運営事業者を選定するに当たっては、公募型プロポーザル方式により選定することといたしました。参加事業者を広く募集して提案書などにより契約候補者を選ぶという方法でございます。

8月6日に募集要項を公表いたしまして応募書類の締切りは9月22日ということで、その時点で1者の提出があったということになります。その後、選定事業者の評価委員会で1次審査、2次審査を経て、町田市内で幅広く障害福祉サービスなどを運営している社会福祉法人まちだ育成会を選定したということでございます。

その後、現在、協定の締結や条例の廃止等、もろもろの行政手続等を行うと同時に、利用者家族に対する法人の説明会も実施しているところでございます。今後は1月初めから現場での引継ぎなどを開始し、4月から運営体制を移行させていくということで進めてまいります。

ちなみに、まちだ育成会はこの協議会の部会に委員を選定されていて、出席されている方もいらっしゃいます。町田市内では指定管理の美術工芸館や藕絲館、ダリア園を運営しているかがやき、こころみなどの通所施設を運営しているほか、グループホームやショートステイ、忠生地域の障がい者支援センターなどを行っている法人になります。

説明は以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今、金子園長に事業者選定の経過、それから今後の予定などを御説明いただきましたが、この件について御質問や御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○森委員 説明ありがとうございます。

結局、応募者は1者だったという結果ですよね。この点をどのように分析しているのか、それを今後に生かしていくために、やはり少ないなというのは思うところだと思うので、教えていただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

○石渡会長 今、森委員から御質問ございましたが、金子園長、お願いいたします。

○金子園長 この資料にあるように、施設見学、説明会には2者参加、参加申請書は2者いただいたんですけども、結局1者辞退ということになりまして、1者となります。

今回の募集の周知については、ホームページのみならず、この障がい者施策推進協議会や市内の生活介護事業所が集まる会議の場でも周知をしてきました。そこを基点に、法人の関連団体のようなチャンネルを通じて情報を広めていただけたのではないかと考えております。

しかし、応募が1者であったのは、今回の募集においては事業移譲後の施設整備も募集条件に含んでいることが要因なのかなと分析しています。施設整備を行う以上、事業者にとっても相応の費用負担が出てくることが見込まれることから、今回の案件が法人の事業計画や財務状況等に合致する事業者がいなかったのではないかと、こちらでは分析していることとなります。

○石渡会長 金子園長、御説明ありがとうございました。

建物関連の費用がということですが、森委員、何か。

○森委員 今日はここまでで。

○石渡会長 では、そういう御説明をお聞きになったというところまでということ。

ほかに何かございますか。

すみません、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。

やはりこういうときに、どのように引継ぎをするかが利用されている方や御家族は大変心配で、1年ぐらい一緒にみたいなのもありますが、これですと3月までで終了してということ、今の職員の関わりはそこまでになるのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思えます。

○金子園長 引継ぎ期間につきましては、1月から現場、また書面のマニュアル等を通じて行っていきますが、4月からは障がい福祉課の職員が現場に入って引継ぎを行えるよう、必要な引継ぎ期間を設けて、継続してやっていけるというところで考えております。

○石渡会長 ありがとうございました。

そうしましたら、3月で全てバトンタッチということではなくて、必要に応じてということですから、状況を見ながら少し長い目で検討していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○金子園長 はい。

○石渡会長 そういうことですね。ありがとうございました。安心しました。

ほかに、ひかり療育園関係で何か御意見がおありの委員の方。オンラインの方も。

○青山委員 ちょっと質問なんですけれども、ひかり療育園では機能として、市の障がい者施設関係の防災関係の取りまとめ——と言うとちょっと違うのかもしれませんが、災害時に情報を集約してという機能を持たれていると思うんですが、その辺も引継ぎされるという理解でよ

ろしいでしょうか。

○小野委員 小野です。

同じようにひかり療育園が担っている事業があると思うので、町田市のほうに引き揚げるものと育成会に移譲するものの種別を整理して、もう一回教えてください。

○金子園長 ひかり療育園では、防災関係の機能で言いますと二次避難施設の情報集約ですね、各二次避難施設の被害状況ですとか受入れ状況、また必要な物資等の情報を集めて市の障がい福祉課に届けるという役割があるんですけども、それについては移譲の対象にはなっておりませんので、改めて市のBCP計画に位置づけて、障がい福祉課の中でその機能をまた整理していく必要があるかなと考えており、BCPも担当のほうで検討を進めている状況でございます。

また、ひかり療育園の事業ですけれども、大きく4つの事業がございます。まず1つは、生活介護事業です。こちらについては今、説明しましたとおり、まちだ育成会に移譲するという事で、民営化となります。同じくまちだ育成会にお願いするのが、高次脳機能障がいの相談事業です。こちらにつきましては委託事業ということで、障がい福祉課からまちだ育成会に委託するという形で、ひかり療育園の施設を使ってグルーピング活動なども継続して行えるというところで、そのような形にしております。

あと、相談事業ということでは成年後見制度の相談事業を障がい福祉課で担っておりますが、こちらについては町田市社会福祉協議会の福祉サポートのほうに委託している事業でございますので、そちらに一本化という形になります。

あと、ひかりの成り立ちでもあります訪問事業、こちらについては現在2名の利用者がいらっしゃるんですけども、その方たちについては、障がい福祉課から継続して訪問をできるようにということになっております。

さらに、もともとひかり療育園は、孤立している障がいのある方に訪問などアウトリーチの支援をしていく中の相談支援を行ってきた経過がございますので、そちらについては今回の計画にも乗っております孤立障がい者家庭対策ということで、改めて調査などを行いながら、その機能については障がい福祉課に移管して取り組んでいくということで考えております。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

そういうことですが、御質問された青山委員、小野委員、何か。よろしいですか。

では、それぞれの事業を確実に引き継いでいただけるということです。

ほかに、ひかり療育園関連で何か御発言がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。よ

ろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

4番目になります。2020年度町田市における障がい者虐待相談の状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○松田係長 最初に、私から一言。

この報告は、2020年度の報告になります。本来ですともう少し早く御報告すべきところですが、コロナの関係で協議会の時間が短くなったりだとか、議事がかなりたくさんあったりということで今回になりました。遅くなりましたことをお詫びいたします。

では、報告に移ります。

○上田主事 障がい福祉課、上田と申します。よろしくをお願いいたします。

私からは、2020年度町田市における障がい者虐待相談の状況について御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。

虐待通報を受けた件数は全体で16件、うち虐待として認定した件数は8件となっております。2018年度、通報件数32件、2019年度、21件ですので、通報件数だけ見ると通報件数が減少傾向にあることとなります。また、2020年度、虐待として認定した件数が8件と例年と比較して多くなっておりませんが、特に原因となる理由は考えられず、確認・調査した結果8件の認定となったと認識しております。

虐待の種別、種類等は記載のとおりとなります。身体的虐待、心理的虐待が多くなっており、被虐待者の障がい種別としては知的障がい最も多くなっております。

通報手段につきましては、お手元の資料に虐待認定した合計数が「7件」となっておりますが、「8件」の間違いです。申し訳ございません。

通報手段としては、電話による通報が最も多くなっております。通報手段のうち文書の2件につきましては、東京都に情報が寄せられ、東京都から文書により市に通報いただいたという案件が1件、町田警察署に情報が寄せられ、町田警察署から文書により市に通報いただいたという案件が1件となります。

続きまして、虐待として認定された8件のうち3件の概要を御紹介いたします。

アンケートの概要につきましては裏面に記載しておりますので、裏面を御覧ください。

まず、①の案件となります。

母からの叩く、小突く、引っ掻く、髪を引っ張るなどの身体的虐待です。

母によって自宅から追い出された被虐待者が病院に助けを求め、そのまま入院し、病院からの通報により対応した案件です。被虐待者である娘の脅迫性障がいに対して十分な理解ができていなかった状況となります。被虐待者である娘は退院後、最終的には自宅に戻り、就労継続支援B型の利用を始めることで日中、母と離れる時間を取ることができています。母は感情が不安定であり、かつ約2年、外出せずに自宅に引き籠もっていた状態でありました。そういった事情を踏まえ、保健所とつなげて、母に対しても支援をしていく方向で動いております。

続きまして、②となります。

こちらは、施設職員から帽子を奪われ、二、三メートル投げ取りに行かされるという心理的虐待を受けたという案件になります。

調査の中で、虐待者とされる施設職員から「遊び感覚でやっていた」との発言があり、虐待に関する知識不足が原因でした。その後の対応として、当該施設では施設職員への研修等により虐待に関する知識を深めるといった再発防止策が講じられました。

③につきましては、「父から自宅に追い出される」と記載されていますが、すみません、「父から自宅の外へ追い出される」が正しい表現となります。

父から自宅の外へ追い出されるなどの身体的虐待と、暴言による心理的虐待を受けたという案件になります。

日頃、虐待者である父から被虐待者である息子に対して暴言などがあった状況となります。虐待者の父としては、被虐待者の息子がいつまでも仕事に就かず、家にお金を入れていないことが不満であったと訴えており、知的障がいに対しての理解不足が見受けられました。その後、被虐待者は自宅を出るために生活保護を申請し、就職先の寮に住むことになりました。家族から離れて単身生活を送ることとなり、分離が図られています。

最後に、普及啓発・調査・協議会等となります。

例年、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を年に2回開催しておりますが、新型コロナウイルスの影響により2020年度は書面会議を1回開催、今年度に関しては8月に書面会議を開催、12月27日に対面式の会議を行う予定です。また、今年8月に、就労継続支援B型作業所から要望があったため、虐待に関する研修を開催いたしました。

報告は以上となります。ありがとうございました。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

今の虐待に関する報告について、御意見、御質問がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。今の虐待関連で、何かお気づきのことがおありの委員がいらっしゃった

らお願いしたいと思いますが、特によろしいでしょうか。

ちょっと件数が減っているというあたりは、特に分析等なさっているわけではないですね。

○上田主事 分析等を行われていないんですが、近隣の八王子市に状況を伺ったんですけれども、八王子市も通報件数としてはここ3年で減ってきている状況があるということで、ちょっと理由までははっきりしないんですが、他市も減少傾向にあるということです。

○石渡会長 ありがとうございます。

では次に、5番目の報告事項として、2020年度町田市における障害者差別解消法に関する取り組みということで用意していただいていますので、御説明をお願いいたします。

○山口係長 事務局の山口から御報告いたします。

御説明に先立ちまして、今回の障がい者施策推進協議会における障がい者差別に関する報告事項としての位置づけについて、まずお伝えいたします。

障害者差別解消法では、地域において、障がい者差別に関する相談や争いごとの防止、その解決を効果的に推進するために地域協議会を組織することができるとされています。町田市では、この障がい者施策推進協議会に、この地域協議会の役割やその機能を担っていただいているところでございます。主な役割としましては、障がい者差別に関する相談件数や相談内容の共有、差別と思われる事案解決の検討、また障害者差別解消法の周知や普及啓発、障がい理解のための研修、啓発などに関して御報告させていただいておりまして、その内容に対しての御意見、御質問をいただきながら、障害者差別解消法に向けた取組の推進を図っているところであります。

それでは、資料6の御説明に移りたいと思います。

両面の資料の作りとなっております、片面は差別相談の内容、もう片面は障がい理解の普及啓発の取組を記載しております。

まず、2020年度——昨年度に市に障がい者差別の相談がありました、その内容について御説明したいと思います。資料は数字ですとか表、マトリックスになっているほうを御覧いただけたらと思います。

①相談内容と障がいの種別について。

2020年度は合計で6件の相談が町田市に寄せられました。表のつくりですけれども、相談内容別に市職員の対応と民間事業所の対応に分けて記載しております。その上で、相談の主訴に応じて「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」に分けて数字を入れております。不当な差別的取扱い、こちらは障がいがあることを理由にほかの方と異なる取扱いをされてしま

う差別になります。合理的配慮の不提供とは、障がいがある何らかの困難を抱えている方が、その困難を解決するために事業所に対して何らかの配慮を求めたときに、その配慮が提供されないことを言います。

この6件のうち、市職員の対応による相談はなく、いずれも民間事業所の対応として不当な差別的取扱いが5件、合理的配慮の不提供が1件ありました。

表をそのまま右に御覧いただきまして、この6件の障がい種別ごとの内訳としまして数字を落としております。身体の聴覚障がい3件、肢体不自由で1件、精神・発達障がい2件となっております。

②に行きまして、相談者の分類です。

当事者からは5件、当事者の関係者からは1件となります。

③事業種別についてですが、こちらは差別相談の内容ごとに、こういった分野のものであったかの内訳を記載しています。

その下にあります④は、初回相談の経路ということで、こういった手段、方法で初回の相談が入ったかを記した表となっております。

数値的な御説明、また表の御説明は以上となりまして、具体的に相談があった6件の相談要旨とその対応について、⑤でその概略を記載しておりますので、1つずつ御説明させていただきますと思います。

四角の枠の一番左端に連番で番号を振っておりまして、上から1、2、3、4、5、6と6件の相談が書いてあります。それぞれ冒頭の【 】にありますように、障がい種別ごとの相談内容となっております。点線から下は、各事例に対する市の対応を記載したつくりとなっております。1、2、3の相談につきましては聴覚障がいの方々からの相談、4、5は精神障がいの方からの相談、6は肢体不自由の方の相談内容となっております。

1の相談について読み上げながら御説明させていただきますと、相談要旨としましては、筆談にて都営住宅更新の書類を作成していたが、時間が長くかかったこともあり、対応した職員が不機嫌な様子で態度も悪かった。当事者としては気分を悪くしたので、障害者差別解消法を知らないのであれば市からも周知してほしい。

これを受けましての市の対応としましては、市から東京都住宅供給公社お客様センターに連絡いたしまして、障害者差別解消法の内容を説明いたしました。また、障がいのある方に関しては手続に時間がかかることもありますので、丁寧な対応をしていただくよう依頼したところでございます。

2の相談に移ります。

数か月前になるが、理容店に入店した際に利用を断られたことがあった。断られたのはこの店に3回目に入店した際であって、それまでの2回は問題なく散髪してもらっていた。どんな理由で3回目は断られたのかが分からないので困ったという相談を受けました。

市から理容店に事実確認をしたところ、障がいを理由に入店拒否をしてはいないとのこと。かなり前のことなので相談者のことは記憶にはないが、もし入店時に断るとしたら、既に予約が入っている場合が考えられる。そのことがうまく伝わらず、誤解されたのではと理容店の方はおっしゃいました。要望があれば筆談などにも対応しているとの回答でございましたので、丁寧に御対応いただくよう依頼したところでございます。

3、4、5につきましては、バスの利用に伴う差別相談となります。

その中で3についてですが、こちらが昨年度6件あったうちの1件の、合理的配慮の不提供の事例となります。

読み上げますと、バス乗車中、降車場所を筆談で尋ねたところ、運転手は口頭のみで回答したため内容が分からなかった。バス会社には障がい理解を深めるよう改善を求める。また、バス内に筆談器を設置してほしいという御相談を受け、市からは、バス会社の運行管理者へ連絡し、障害者差別解消法の内容を説明いたしました。バス会社からは、全てのバスに筆談器を設置する予定は現状ないとのことですが、運転手の接遇対応の改善と、障がい理解の啓発を行うとの回答がありました。

続けて4、5も御説明を行います。

4は、精神障がいの方からの相談となります。バス降車時に手帳を提示したところ、運転手が「ありがとうございました」とほかの乗客には挨拶していたのに自分にはなかった。自分の後ろの乗客にも挨拶をしていたので、障害者差別だと感じた。こういった経験が数回あるので、バス会社に注意してほしいということで、昨年度に限ったことではないとお話でございました。

市からはバス会社の運行管理者へ連絡し、相談者からの要望と運転手に対する障害者差別解消法の周知を依頼いたしました。

5の事例です。

娘が路線バス降車時に手帳を提示したところ、運転手から「障がい者はバスに乗らないでほしい」と言われたとのことということで、こちらは御家族の方から相談がありました。このようなことが二度ととないよう、バス会社に注意してほしい。

市からはバス会社の運行管理者へ連絡し、再発防止のため障害者差別解消法の周知徹底を依頼いたしました。なお、相談者からは同じ主訴の手紙がバス会社にも届いておりまして、相談者へは後日お詫びの文書にて対応するとのことでした。

バスの相談の件で補足させていただきますと、3と4の相談につきましては町田市内の営業所管轄のものになります。5は町田市外の営業所管轄のところになります。いずれの運行管理者からも、再発防止のため運転手に対して法の周知を図るという回答をいただいております、対応を終了しているところでございます。

最後、6の相談につきましては、昨年度以前からの継続事案になります。

車椅子で大学のスクールバスに乗る際に、希望のバス停でない1つ先の乗降場所を指定される。大学へは改善を要望しているが、市からも大学に指導してほしい。括弧の中ですが、2020年度以前からの継続事案になりまして、相談者は既に大学を卒業しているが、同窓会などでスクールバスを利用することがある。

市からは大学に再度連絡を取りまして、対応状況の確認と、相談者の主訴を改めて伝えました。大学からは、駅ロータリー内の長時間停車が難しいことなどを理由に、要望に沿った運行は現状難しいとのことではございますが、障害者差別解消法の理解と相談者への建設的対応をするように依頼いたしました。

昨年度、市に差別相談があった内容の御説明は以上となります。

続きまして、資料裏面に障がい理解の普及啓発・理解促進についての取組内容を記載しておりますので、こちらについても続けて御説明させていただきたいと思っております。

こちらは上から下に時系列で、昨年度行った取組を、写真やイラスト等を入れながら御紹介しております。

本日のこの説明の中では、昨年度、新たに取り組んだものをピックアップして御説明させていただきます。

まず、一番上に記載があります11月16日から12月9日にかけてですが、障害者週間、こちらは12月3日から12月9日の期間になりますが、この障害者週間に合わせ、より効果的に障がい理解の普及啓発と啓発効果を高めるよう、町田市ホームページのトップ画面に下にあります障害者週間のバナーを掲載して、PRいたしました。資料では白黒になってしまっておりますが、実際は虹色で、きれいなつくりのバナーとなっております。

この取組は今年度——2021年度も行っておりまして、11月中旬から12月9日にかけて町田市のホームページを御覧いただいた方の中には、トップページにこのバナーがあるのにお気づき

になった方もいらっしゃったかと存じます。

次の新規の取組としましては、12月15日から12月24日にかけて「みんな笑顔の展覧会」と題しまして、障がいがある人の作品展示を市庁舎1階にあるイベントスタジオにて、市役所を訪れた方どなたでも御覧いただけるよう開催いたしました。

新規の取組としては最後、一番下に記載がありますが、2月より順次、障害者差別解消法に基づく町田市での案内リーフレットの配布を始めました。配布先としましては町田市の関係部署だけではなく、障がい者施設や障がい者団体、特別支援学校等にも配布いたしました。こちらは市のホームページにも掲載いたしまして、閲覧、印刷ができるようになっております。

以上が昨年度、新規に取り組んだものの御紹介となります。

理解促進・普及啓発の活動につきましては、継続して取り組むものと、また、それに並行しながら新規の取組も行い、障がい理解が広がるよう今後もあらゆる機会、媒体を通じて普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上で本件に関する御報告を終わります。

○石渡会長 御説明、丁寧にありがとうございました。

差別解消関連の御説明について、何かお気づきの委員の方いらっしゃいましたら。

○堤委員 2点ほどあるんですが、まず事例の3番、3番目、6番両方なんですけれども、どちらも気になるのが、まず3番ですが、「バス会社からは全てのバスに筆談器を設置する予定は現状無い」と否定しているんですけども、理解の啓発を行うという、何かすごく擦れ違っている感じがあって、現状それが無いのであれば、例えば一つでも二つでも今後、改善計画を、とするのかという、労働基準監督署はすごく改善計画うるさいんですけども、障がい福祉課は、こういう差別解消に対する改善計画をしないのかなと思って。

6番なんて、もう何年越しで同じことをやっているんだろうと思うんですけども、6番も、向こうは「運行は現状難しい」と言っていて、市は啓発しているだけで、これはすごい擦れ違いで、では、現状ロータリーでの運行が難しいんだったらどうすればいいのかというような詰めが全然されていなくて、特に6番は3年ぐらい連続して出っていて、しかも車椅子の人に1つ先の停留所に行けと言っているのは絶対に、何かこれこそおかしいんですけども、だから啓発とか理解は求めるけれども具体的な改善計画が全然ないというのがすごく気になるんですが、いかがなんでしょうか。

○石渡会長 今の御意見に関して、事務局、何かコメントいただけますでしょうか。

○山口係長 確かに理解と啓発、また依頼をしたというところで、後追いのところまでは現状

こちらでもできていないところもあります。今後どこまで、改善計画ですとかをこちらで求めることができるのか、そういったことについても今後の課題だと考えているところでございます。

すみません、答えになっていないかもしれませんが、私からは以上で。

○堤委員 そうなると、バス会社への改善計画というものを今後も……。差別解消法に関する取り組み方の改善計画を市がつくらないといけないのかなと思ってしまったんですが、つまり理解の啓発というだけでは——私、最近バス会社には自分がクレマーになっているみたいでちょっと嫌なんですけれども、対応が悪いんですよ、本当に。また最近、何だろう、混んでると黙って行ってしまうとか結構多いので、本当に具体的な取組をしていかないとしようがないのではないかなと思いました。

○石渡会長 ありがとうございます。

ほかに、この差別関連について何か御意見等おありの委員の方、いらっしゃいますか。

○小野委員 大きなことではなくて小さなことなんですけれども、①で、市職員の対応はゼロですよ。民間事業所に全部入っているんですよ。③の不当な差別的取り扱いで、行政機関等が1件入っているんですよ。上は民間事業所の対応で5件なんですけれども、きっとこれ、⑤の1番の東京都の住宅供給公社が行政関係等にカウントされているんだらうと思うんですけども、上の表と合わないの、何か工夫したほうがいいのではないかと思います。

○石渡会長 小野委員、御指摘ありがとうございます。では、ちょっとここは整理していただければと思います。

さっきの堤委員のバス会社の件ですけれども、別の自治体では国土交通省に問い合わせ、国土交通省の改善方針みたいなものを「こんなふうに言っていました」みたいに言うと会社の姿勢が変わったみたいな、ちょっと脅しみたいで……。でも、それは差別解消法の対応の基本的なルールでもあるので、やはりそのようなやり方をすると結構交通機関は姿勢が変わるみたいな別の自治体のお話も聞いたことがあるので、やはり私も6番は、この大学は何だと言いたくなくなってしまう感じがしますし、もう明らかにこれは障がいがある人に対して別の対応をしている差別ですので、やはりこういうものをそのままというのは差別解消法の意味がないのではないかなと、ちょっと感じたりしました。

失礼しました。

○小野委員 いや、いい案です。

○石渡会長 この件について、何かほかに御意見がおありの方、オンライン参加の委員の方も、

ございませんか。

それでは次の報告事項、地域生活支援拠点ですね。これについての御説明を事務局からお願いいたします。

○松田係長 地域生活支援拠点について、現時点での検討状況を御報告します。

地域生活支援拠点は厚生労働省の告示、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」というとても長い名前の指針が出ていまして、これで2017年度末までに各市町村または各障害福祉圏域に少なくとも1つ整備するということで提示されたものです。

資料7を御覧ください。

両面になっていまして、片一方が町田市地域生活支援拠点等の整備イメージ（案）。「等」というのは、面的整備と呼ばれる、どこか特定の拠点をつくるということではなくて今ある機能を面的に整備する、面的というのも難しいですけども、そういうものが入ると「拠点等」と「等」がつくらしいんですね。

これを見ていただいて、地域生活支援拠点には次の5つの機能があります。図の中の四角で囲ったところですけども、1、相談、2、緊急時の受入れと対応、3、体験の機会と場、グループホーム等ですね。それから専門的人材の確保と養成、地域の体制づくり。これを拠点として1つあるいは複数の施設で行うか、現在ある地域の資源を活用して面的に整備することが求められています。

町田市の状況ですけども、町田市では、相談については地域の障がい者支援センター、5つあります。それと25か所の相談支援事業所で対応しています。緊急時の受入れ、対応については、ウイークデーは終日、地域障がい者支援センターと障がい福祉課で、土日・祝日については障がい福祉課で電話での受付をして、障がい者緊急一時保護事業を実施しているところです。また、グループホーム等で自立生活の体験も行われていることから、町田市では面的な整備を目指すことにしています。

2018年の報酬改定から、事業所が地域生活支援拠点に指定されることで加算の給付が受けられるようになっていきます。指定に当たっては市が要領を作成し、事業者からの申請を受け、市が指定の決定を行って、事業者がそれを東京都に報告する必要がありますので、現在、市のほうでこの要領を作成しているところです。

相談支援部会の活動について御報告します。

地域生活支援拠点等については、これまで施策推進協議会の相談支援部会で御議論をいただいています。大きな目標として、障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくることを掲げていて、その方法として、安心して地域で生活するために、緊急時の支援体制が円滑となる体制を整えること、障がい者が住み慣れた地域で暮らすために、障がい者支援センターが中核となって地域で連携して支援できる体制を整えることを掲げています。

2021年度は、主に地域の体制づくりと緊急時のクライシスを未然に防ぐ相談機関の役割やツールの開発についてという2点について部会で御議論いただきました。

裏面をちょっと御覧ください。

相談支援体制のイメージということで、事務局のほうで勝手につくったものなんですけれども、見ていただくと、地域連携会議、未着手と書いてはいますが、（仮称）地域連携会議を地域障がい者支援センターを核として実施して、その中で出た意見を支援センター連絡会や相談支援事業所連絡会に吸い上げ、さらに相談支援部会でその課題を整理して、施策推進協議会で協議いただいて計画等の施策に反映させていくようなイメージです。

具体的には、支援センター連絡会や相談支援事業所連絡会等に相談支援部会の部会員が部会員として参加して、地域連携会議から吸い上げた意見を部会に報告し、情報の共有を図ることを検討しています。

その地域連携会議についてですが、今年度は南地域支援センター、忠生支援センターで、相談支援事業所との情報共有の会議として開催されています。

また、支援センターが核になってということではない場合もあるんですけれども、町田地域支援センターでは毎年、町田地域の高齢者支援センター3センターとケアマネ事業所との連絡交流会を行ったり、障がい関連団体、堤委員のヒューマンネットワークだとかビバモス、プラスアルファ、ひこうせん、すみれ会などとの連携会議を年に1回開いています。

鶴川地域では、鶴川地区協議会の中に地区社会福祉協議会をつくって、その中に福祉情報交換会というものをつくって、毎月1回開催しています。参加団体としては、高齢者支援センター、子育て支援センター、民生委員さん、入所施設のつるかわ学園さん、あとグループホームですね、それから日中通所施設など、毎回同じメンバーではないということなんですけれども、情報共有だとか事例検討を行っているということです。

堺地域でも、14事業所とのネットワーク会議をリモートで2回開催しているということです。堺地域については細長い地域で、事業所も少ないので、町田市内の事業所だけではなく相模原だとか八王子の事業所とも連携を取るために、リモートで会議を行っていると聞いています。

次に、緊急時のクライシスを未然に防ぐ相談機能や役割、ツールの開発についてですけれども、これまで今年度、相談支援部会で2回の議論を踏まえて、10月には作業部会を開催しました。そこで横浜市や東京の東大和市や大分市など先進自治体の体制や様式を参考にしながら、町田版の緊急時予防対応プランのようなものを、今、検討しているところです。完成後については、町田市障がい者（児）相談支援指針というものがあまして、相談支援事業所に配付しているものですが、そこに追記して相談支援事業所等への周知を図りたいと考えています。

以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

地域生活支援拠点について御説明を……

○松田係長 1点、ごめんなさい。最初に訂正するのを忘れていました。

お配りしている表の図のほう、真ん中に「地域障がい者支援センター」と書かれている図の下に「基幹相談支援センター」とあって、ここに障がい福祉課とひかり療育園の両方載っていますが、ひかり療育園は先ほど報告しましたとおり移譲することになっていますので、この役割についてはひかり療育園は入りませんので、ここは削除していただければと思います。

資料自体が昨年度作ったものですので、すみません、訂正をお願いいたします。

○石渡会長 そういうことで、資料の修正をお願いします。

地域生活支援拠点について御説明いただきましたが、何か御質問や御意見がおありの方、いらっしゃいましたらお願いいたします。

○森委員 御説明ありがとうございます。

地域連携会議、（以下、未着手）と書いてありますけれども、これからのところもあるので、まだきちんと整理し切れていないなということだと思えるんですけども、地域連携会議の解釈としては、エリアごとになるのかという見方が最初に浮かびやすいので、必ずしもエリア限定ではなくて様々な形で、特に障がいというのはエリアを越えて、鶴川地区でも忠生地区でも南地区でも送迎車が走ってやっている実態もあるので、エリア限定という意味ではないよという例示みたいなものがあると、先ほど鶴川地区の話をしていただきましたけれども、今、動いている社会資源をうまくコーディネートしながら早くいい連携ができると思うんですよ。

そうでないと地区ごとにつくらなければいけないのか、地区計画に落とさなければいけないのかと。地域ホッとプランの検討が始まりますよね。その辺のところにもこのこともという連想はしやすいと思うので、ぜひということです。

それと、御説明の中で相談支援部会、また支援センター連絡会、同じ委員さんが兼ねているので、そこで情報がちゃんと上がっていくようにというお話があったかと思うんですけども、それだと、その部会員さん——とおっしゃいましたかね、部会員さん個人の責任になるのかということなんですね。その情報をちゃんと上げないのは。もし、部会員さんはそういうことをやるものですよというつくりであれば、事前にそういうことをやる部会員になってもらえませんかというお話があってしかるべきで、そういうところを整理してきちんと機能するように組み立てないと、何となく部会員になって、実はそういうことを期待されていたということで、実際はなかなかそうはできなくてとなってしまうと実効性のないものになってしまうかなというのがあるので、そのあたりの御配慮を丁寧にしながら進めていかれるのがよいのかなと。

最後に、この中にも書いてありますけれども、地域障がい者支援センターを核にと。やはり要になっていくのだろう、重層的な相談支援体制を考えていくという側面からも。当然負担増が想定されるわけで、本当に実効性のある機能を障がい者支援センター、やっていけるのか。ここの部分をどういうふうに評価しながら、アセスメントしながら課題点をクリアするように、協働できるようにしていくかはとても重要な課題だと思うので、そのような視点は持ち続けていただきたいなと思いました。

○石渡会長 森委員、ありがとうございました。

地域連携会議の在り方とか部会員の役割とか、障がい者支援センターの役割などについて、現状を踏まえた御提言をいただきましたが、事務局から今の御意見について何かございますか。

○松田係長 一番最初にお話になったエリアの問題、確かにそうですね。医ケアのお子さんたちを見ている相談支援事業所さん等は、発言のたびに「私たちは全市域に関わってやっています」という御意見もありますので、視点の置き方は大事だと思います。

それから、最後におっしゃったように、今回、障がい福祉課としては支援センターを核に考えていきたいと考えていますけれども、実際には高齢のほうでは地域ケア会議が小まめに行われていたりだとか、今も出たように各地域でそれぞれの福祉に関する会議が行われていますので、そういったところとどう連携するのか、あと差別化——と言うのもおかしいですけども、それとはまた別にセンターが核になってやることができるのかといったことも、まだ見通しとしてはっきり「こうできる」という答えを持っていませんので、整理しながらつくっていきたいと思っています。

それから、支援センターについては5つの法人さんに委託しているところですけども、そこに重責を担っていただくための協力体制をつくっていかねばいけないとも考えています

し、説明等も必要なんだろうとは感じるところです。

そんなところでよろしいでしょうか。

○石渡会長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

ほかの委員の方、この地域生活支援拠点について何かございますか。

○堤委員 先ほどの2つ目の御質問で、私、相談支援部会の部会長をやっていて、その有機的なというのかな、部会員が連絡会等に部会員として行くというシステムを提案したのは私なんです。

というのも、私、結構東京都の相談支援のいろいろな研修等に行くんですけども、全部がとは言いませんが、多くの地域で自立支援協議会と個々の相談支援専門員の帰属意識とつながりとかネットワークですね、結構出来上がっているところが多いんですよ。ところが町田市の場合、個々の相談支援をやっている人たちが、そもそも町田市に自立支援協議会の機能を担うものがあるのかさえ知らないし、相談支援部会と個々の相談支援をやっている人たちとの有機的なつながりがない。そこを今年度、何とかしたいなということで、前回の部会の中でそういうシステムをつくりたいと提案して、話し合っ、皆の合意を得たんですね。

それで「では、次回は誰それさんはどこの事業連絡会に行っ、その様子を次の部会で報告してください」というような、だから個々の部会員の了解は取れているし、やはりそういう有機的なネットワークをつくりたいというのが相談支援部会の思いとしてあることを補足したかったんです。

よろしく願います。

○石渡会長 堤委員、ありがとうございました。

関連して、小野委員。

○小野委員 相談支援部会でどのような議論がされてここまでの提案になったのかをちょっと聞いたかったので、もう少し具体的に言うと、今、実際に相談支援部会が年2回だったり年3回だったり。それ以外にこの相談支援事業者の連絡会というのは、多分計画相談の事業者連絡会。支援センター連絡会というのは5か所のやつですね。それはこれまでも開催されてきた。そこがどれぐらいの頻度で、どのような仕組みで動いていくというイメージを持たれたのか、部会でどんな議論になったのか、そこを聞きたいと思ったんです。

○堤委員 すみません、回数と頻度ですか。それぞれが。

事業者連絡会は3回だったかな、あと1回残っています。事業所連絡会は今ちょっと回数が多くて、6回でしたっけ。1か月置きぐらいにありましたっけ。6回でいいんですよ。

——ぐらいなんですけれども、部会自体は年3回なんですよね。だから全部をきちんとやり切れるかという、その辺はまだうまく流れが出来上がってはいないんですけれども、ただ、事業所連絡会、要するに計画相談をやっている人もいるしセンターの人もいるし、部会員にはかなりダブっている人たちがいるから、そういう形で報告を上げていって、まずはとにかくネットワークをつくることから始めようということで、あまり年間で、この2回があるから何月は何という、そこまで綿密な計画はまだ立てていません。ただ、そういったネットワークづくりは必要だねというところで議論して、やりました。

だからセンターの連絡会と事業所連絡会だけではなくて、あと法人連絡会などもそういった議論をやっているということで、法人連絡会のメンバーもいるから、やはり報告してもらったり、町田市内のいろいろな地域で行われているネットワークの報告をまずは上げていこうというところからスタートしています。

○石渡会長 堤委員、ありがとうございました。

小野委員、よろしいですか。

○小野委員 はい。

○石渡会長 では、またその後の進展については御報告をお願いいたします。

馬場委員、お待たせいたしました。

○馬場委員 資料の中で相談のルートが、真ん中の上に「障がいのある方 その家族」とあって、その相談のルートが3つあるんですけれども、私の認識だと、相談がある場合は障がい者支援センターに相談するのが大きなルールというか、そのように理解していたんですけれども、そこは違うんですか。

○小野委員 ここの矢印が3つに分かれているから。

○松田係長 基本的には、地域障がい者支援センターに御相談いただくということで間違いありません。

○馬場委員 そうすると、この絵がちょっと……。この絵だけを見た市民の方は、自分でサービスの利用ができる、できないを判断しないといけなくなってしまうように見えるんですけれども、ちょっと工夫が必要かなと思っています。

○松田係長 分かりました。ちょっと工夫して改めたいと思います。

○石渡会長 ……ということですが、馬場委員、よろしいですか。

○馬場委員 了解しました。

○石渡会長 では、また工夫の成果を御報告いただければと思います。ありがとうございました。

ほかに何か御意見がおありの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

○小野委員 地域生活支援拠点等については、来年4月からスタートなんですよ。

○松田係長 その予定です。

○小野委員 この動きも全部引くくめて、4月からですか。未着手になっているところも。忠生地域でやったよというのは何となく聞いているんですけども、この全体の動きは、もう4月から動き出すんですか。

○松田係長 地域の体制の地域連携のところについては、今年度から少しずつ動いていただいて報告をいただいているところで、それをどう強化するのかということと、あとは、先ほど森委員からも話があったように、整理といいますか、確実にこういう形でなければいけないというものまではつくり切れないと思うんですね。ですからその辺の、地域連携会議とは何かという落としどころみたいなところも整理していかないといけない状況だと認識しています。

○小野委員 まだ固まっていないということですね。

○岡担当課長 事務局、岡です。

地域生活支援拠点の関係については今、イメージということで、今日は報告事項という形で報告させていただいているんですけども、この後また相談支援部会の中で煮詰めた内容について、次回、議事として協議会に上げていきたいかなと考えていますので、もう少し検討の時間をいただきながら、また協議会の中で審議いただければと考えています。

あと、ついでにちょっと包括的な話をしてしまいますけれども、先ほどの虐待の件数の話で、件数が少なくなっているという捉えの話があったと思います。八王子市も減ってきているよという担当の分析があったと思うんですけども、一定程度、普及啓発の効果が表れているのは一つ事実だと思いますけれども、2020年度に関して言うと、コロナ禍であったということで通所の利用控えであるとか、在宅となっていた方もかなり多くいらっちゃって、潜在している虐待が見えにくくなっているといった説もございますので、その件数の捉えについては慎重に見極めていきたいと考えてございます。

また、差別についても、堤委員から3番、6番の対応について御指摘いただきましたけれども、3番について、筆談器を物として用意するのはバス会社として難しいよという話ですけども、ペンと紙を使っての筆談対応については当然対応の中でやっていただけるという形で話を進めてございますし、6番のほうは、堤委員御存じのように結構長丁場の案件になっているんですけども、やはり市として、何というんですかね、相談を進めていく上での相談対応の細かい規定が現状ないところで、なかなか踏み込んだ対応がしづらい中で、今回、障がい者プ

ランの中に市としての差別解消条例を制定していくといったことを取り上げてきてございますので、その検討の中で、実際の紛争解決の仕組みみたいなことについても、この計画の進行の中で同時に検討していければいいのかなと考えてございます。

○石渡会長 大事な御指摘を事務局からいろいろいただきまして、ありがとうございました。

今、事務局から全体を通しての御報告や御説明もあったのですが、委員の皆様、これまでの議論の中で「このことを言い忘れた」といった方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、あとその他が残っているんですけども、これに関しては事務局、何かございませうか。特にないですね。

委員の皆様から何か、情報提供などおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○町野委員 町野ですけれども、よろしいですか。

○石渡会長 どうぞ、お願いいたします。

○町野委員 ちょっと今日はネット環境が悪いのか、聞き取りにくくて理解がちゃんとできていないかなと思うんですけども、2点だけ質問があります。

これはひかり療育園を御利用なさっていた方から言われたんですが、育成会に移行するに当たって、ひかり療育園は身体、育成会は知的なだけで、それが移行されて本当に大丈夫なのかというようなことを私、聞きまして、大変不安がっていらしたので、利用者の不安対応はどうなさっているのか。不安を解消して差し上げるような手だてを何かしていらっしゃるのかしらということで、1点伺いたいと思います。

もう一つは、私の地域に住んでいらっしゃる身体障がいの方なんですけど、車に10年以上乗っていたので古くなってしまって、3月に車を買って換えたいと。それで、障がい用のものを取り付けて申請したいということで、何か以前は24万円ぐらい出っていたんですけども、市から急に、3年前からそれはなくなったと言われたということなんです。

ただ、私、この障がい者プランを見ますと、地域生活支援事業の中に自動車の改造助成といったものが出ていますよね。2021年、22年、23年で16件の見込み数みたいなものが出ていますが、その辺は実際はどうか、ちょっと教えていただければと思います。

この2点、よろしく願いいたします。

○石渡会長 町野委員、大事な御指摘ありがとうございました。

では、ひかり療育園についてお願いします。

○金子園長 ひかり療育園は車椅子の方も非常に多く利用されているということで、一方で、まちだ育成会はもともと知的障害者育成会が法人化されて行っている法人なので、知的の方しかいないのではないかとお思いの方もいらっしゃると思います。まちだ育成会に確認したところ、七、八年前から町田の丘学園の肢体不自由部門からも進路希望があって、実際に受け入れている、そのような実績もあるというところで、今回、車椅子の多いひかり療育園もやっぺいこうということでありますので、そこら辺については、そのような確認を取っておりますし、御利用者家族にも育成会からの説明の場を先週1回、あと今週1回行おう予定であります。それだけで済まそうというわけではないので、これからもひかり療育園と育成会と御利用者家族とでそのような懇談や説明の場を数回設けて、御理解いただけるように、不安を解消できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○町野委員 ありがとうございます。

○石渡会長 では、自動車の件。

○保科担当係長 障がい福祉課の保科と申します。よろしく申し上げます。

数年前の24万円というのは、ちょっと私には分からないんですけども、私、ここにもう4年目になります。自動車改造というものは今も継続して行っておりまして、自動車改造の内容ですけども、駆動装置ですとか走行装置ですね、ウィンカーですとかブレーキ、アクセルなどの走行装置、駆動装置に必要な改造を、自動車改造として助成しておりまして、上限で約13万円ほどの助成をしております。それは今、年に数件、最近ですと10件いかないぐらいが一番多くて、年によっては二、三件、多い年は私の記憶ですと8件ほど申請いただいて、こちらから助成をしております。そういう自動車助成はやっております。

この自動車助成については、もともと東京都で行っているものが市のほうに下りてきまして、各市町村、どこの市町村もほぼ同じ水準で行っているところですよ。

以上です。

○町野委員 分かりました。

ただ、「3年前からなくなりましたよ」と言われたということで、私のところはかなり強い口調でいろいろ言われたんですけども、私も分からないので聞いてみますということですよ。と伺ったんですが、そういったことは、なくなったりしたときに「助成が今後はなくなりますよ」というような通知というか、連絡は全くしないということなんですか。

今まで3回ぐらい助成していただいていたらしいんですね。それで今回、そういったことを

急に言われたということで、かなりお怒りの状態で言われたんですけども、そういったことは、今まで利用した方に制度が変わったというようなことは全く連絡していないということですかね。

○保科担当係長 今、いただいたお話が不明なところが多いので、一般的な説明になってしまいますけれども、各個人の方にお知らせするというのはできないと思うんですね。ホームページですとかそういうものを使って、例えば、もし自動車改造事業が来年度からなくなるということであれば、事前に「自動車改造事業がなくなります」といったことはお知らせしておりますので、ちょっとその3年前になくなったというものが思い当たらないんですけども、周知の方法としては、ホームページであったり市の広報であったり、そういうものを使って市民の方皆さんに周知することになると思います。

以上です。

○石渡会長 そういうことですので、今の方に関してはちょっと、もしあれでしたら保科さんに直接御相談に行ってくださいようなアドバイスをしていただいたらよろしいのかと……

○町野委員 その方は、障がい福祉課に行って言われたというお話だったんですね。それで、ちょっとこちらで分からなかったもので「伺ってみます」ということで、私もプランを見ましたら出ていたので。

ただ、今、御説明を伺ったら改造の内容によることが分かりましたので、その点を当事者の方に説明させていただこうと思っています。ありがとうございました。

○石渡会長 よろしく願いいたします。

ほかに何か「このこと」という委員の方、いらっしゃいますか。

それでは、すみません、予定の時間もちょっとオーバーしておりますので、進行を……。

事務局から何かございましたか。

○松田係長 時間が過ぎている中、申し訳ありません。

1点だけ、先ほどの馬場委員の御質問に対して、私、単純に「工夫します」とお答えしてしまっただけですけども、障がい者支援センターが基本ですと申し上げたんですが、もちろん障がい者支援センターのほうで御相談を受けますけれども、法的には皆さんに、支援計画をつくっていただく、相談支援事業所と契約して支援計画をつくっていただく、それを100%を目指すということがあります。町田市の場合、それがまだ50%、半分ぐらいなんですね。

ですので、相談の方法としては、そういった事業所で御相談いただくことも当然ありますので、ここに書かれていますし、全く障がいではなくて日常の生活の中では、やはり身近にいら

っしやる民生委員さんに御相談いただいて、そこから支援センターや市のほうに情報が来るといったことも考えられますので、単純に「障がい者支援センターだけです」と発言してしまったことについては訂正させていただきたいと思います。

すみません、時間がない中で。ありがとうございました。

○石渡会長 ありがとうございました。

そういうことで、町野委員のような民生委員さんも相談窓口として大きな役割を果たしてくださっていますので。

ほかには、よろしいですか。

それでは、ちょっと長引いてしまってすみません。いろいろ御協力ありがとうございました。たくさんの御意見をいただきましたので、また今後につなげたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○山口係長 石渡会長、ありがとうございました。

本日の次第事項につきましてはこれにて全て終了となります。

次回の協議会は、本日の次第にも記載させていただいておりますが、日にちは2022年2月14日、月曜日に開催予定です。時間は本日と同じく、18時半からの開催予定となっております。開催通知につきましては、1月になりましたら皆様に御送付させていただきたいと思います。

以上をもちまして2021年度第3回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

ウェブで御参加の皆様は、×のアイコンをクリックして御退席ください。

本日はどうもありがとうございました。

午後8時40分 閉会